

土地の情報を お寄せください

町では、雇用機会の拡大と地域経済発展を図るため、企業誘致の候補地となる土地や工場等の情報を収集し、町内に立地を希望する事業者へ情報提供する「那須町事業用地等情報提供制度」を行っています。

また、本制度に登録された土地に企業等が立地し、企業誘致奨励金等の対象となった場合、土地所有者等に10万円を交付します。

▼**事業内容** 登録要件を満たす土地等を登録し、町ホームページで公開します。立地を希望する

事業者が売買または賃貸を希望する場合は、所有者に直接連絡を取って交渉を行います。

※交渉、契約等は所有者と立地希望者が直接行います。

▼**登録要件（一部抜粋）**

- ・土地 おおむね1,000㎡以上で道路に接していること（分譲地内・農地不可）
- ・建物 おおむね500㎡以上の工場、倉庫、事務所でその敷地は土地の要件を満たしていること

▼**問合せ** 企画政策課拠点整備推進係 ☎72-6906

マイナポータルから 転出届を 提出できます



マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届を提出でき、窓口への来庁が原則不要となります。

※関係手続きが必要な方は、電話や郵送でのやり取りが必要となる場合がありますのでご注意ください。

- ▼**対象** 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方
- ※ご自身単身での引越し、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。
- ▼**オンライン申請で必要なもの**
- ① マイナポータルアプリ
 - ② 電子証明書が有効なマイナンバーカードと各種暗証番号
 - ・ 署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字）

・ 券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

・ 利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）

- ③ マイナンバーカードを読み取ることが出来る端末（スマートフォンやパソコン）
- ④ 連絡先電話番号
- ⑤ 新しい住所

- ▼**手続きの流れ**
- ① マイナンバーカードを使ってマイナポータルへアクセスする
 - ② 届出情報等の入力する
 - ③ マイナンバーカードを使って電子署名し、送信する
 - ④ 引越し先の市区町村窓口で転入届の手続きをする
- ▼**問合せ** 住民生活課住民年金係 ☎72-6908

大田原税務署からのお知らせ 納税は納期限までに！

令和5年分確定申告での所得税等の納期限と振替納税の口座振替日は表のとおりです。納期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いします。

なお、納税が納期限に遅れた場合や残高不足等で口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。

▼**便利な振替納税をご利用ください**

振替納税は、申告所得税や復興特別所得税、個人事業者に係る消費税と地方消費税で利用できます。金融機関や税務署に向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。

振替納税の利用をご希望の方は、口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までに提出してください。

税目等		納期限	口座振替日
申告所得税および復興特別所得税	確定分	3月15日(金)	4月23日(火)
	延納分	5月31日(金)	5月31日(金)
個人事業者の消費税および地方消費税	確定分	4月1日(月)	4月30日(火)
贈与税	確定分	3月15日(金)	利用できません

マイナンバーカード休日交付窓口のご案内

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日交付窓口をご利用ください。

利用を希望の方は必ず事前予約をお願いします。事前予約がない場合は、窓口を開設しません。

▼**時間** 午前9時～11時

▼**場所** 住民生活課（本庁1階）

▼**問合せ** 住民生活課住民年金係 ☎73-8686

▼**問合せ** 大田原税務署 ☎0287-22-3117

